

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【事業年度】	第71期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)
【会社名】	株式会社ケーブイケー(商号 株式会社 K V K )
【英訳名】	KVK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 末松 正幸
【本店の所在の場所】	岐阜県岐阜市黒野308番地 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。)
【電話番号】	(058)239-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長兼企画経理部長 小関 智晶
【最寄りの連絡場所】	岐阜県加茂郡富加町高畑字稲荷641番地(富加本部)
【電話番号】	(0574)55-0006
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長兼企画経理部長 小関 智晶
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	25,834,980	23,711,783	23,382,539	23,730,387	24,550,081
経常利益 (千円)	2,436,617	1,764,612	2,009,042	2,676,076	2,206,852
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,624,879	1,040,220	1,419,249	1,629,322	1,395,353
包括利益 (千円)	1,816,453	1,301,506	1,032,609	1,531,353	1,509,636
純資産額 (千円)	14,360,246	15,553,800	16,309,679	17,529,789	18,690,340
総資産額 (千円)	21,731,942	22,190,347	22,869,611	24,750,443	25,775,513
1株当たり純資産額 (円)	1,745.24	1,888.95	1,972.97	2,116.26	2,231.00
1株当たり当期純利益 (円)	198.17	127.20	173.05	198.21	167.56
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	192.53	123.54	168.10	192.36	164.05
自己資本比率 (%)	65.7	69.6	70.8	70.3	72.2
自己資本利益率 (%)	11.9	7.0	8.9	9.6	7.7
株価収益率 (倍)	6.4	10.1	6.5	7.0	9.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,460,111	2,467,355	2,059,402	2,947,289	1,626,140
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	957,848	209,285	1,830,252	2,347,579	764,842
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	993,173	327,575	325,605	353,286	377,301
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,913,247	3,887,377	3,713,422	3,908,738	4,417,891
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	1,103 (278)	1,116 (224)	1,107 (152)	1,101 (152)	1,098 (158)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	26,012,386	23,839,966	23,492,148	23,833,504	24,426,834
経常利益 (千円)	2,457,336	1,912,540	1,648,810	2,616,715	2,262,549
当期純利益 (千円)	1,607,027	1,187,627	1,095,277	1,642,657	1,444,323
資本金 (千円)	2,831,425	2,831,425	2,831,425	2,831,425	2,851,952
発行済株式総数 (株)	16,531,157	16,531,157	16,531,157	16,531,157	8,338,078
純資産額 (千円)	13,737,970	14,852,273	15,641,273	16,984,510	18,075,746
総資産額 (千円)	21,132,199	21,447,689	22,123,039	24,156,928	25,127,042
1株当たり純資産額 (円)	1,669.15	1,803.15	1,891.53	2,049.95	2,157.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	18 (9)	18 (9)	19 (9)	21 (10)	33 (11)
1株当たり当期純利益 (円)	195.99	145.23	133.55	199.83	173.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	190.41	141.05	129.73	193.94	169.81
自己資本比率 (%)	64.6	68.7	70.2	69.8	71.6
自己資本利益率 (%)	12.3	8.3	7.2	10.1	8.2
株価収益率 (倍)	6.5	8.9	8.4	7.0	9.6
配当性向 (%)	18.4	24.8	28.5	21.0	25.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	624 (134)	613 (144)	617 (147)	624 (152)	636 (158)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第67期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第71期の1株当たり配当額33円は、中間配当額11円と期末配当額22円との合計であり、中間配当額は株式併合前の配当額、期末配当額は株式併合後の配当額であります。

## 2【沿革】

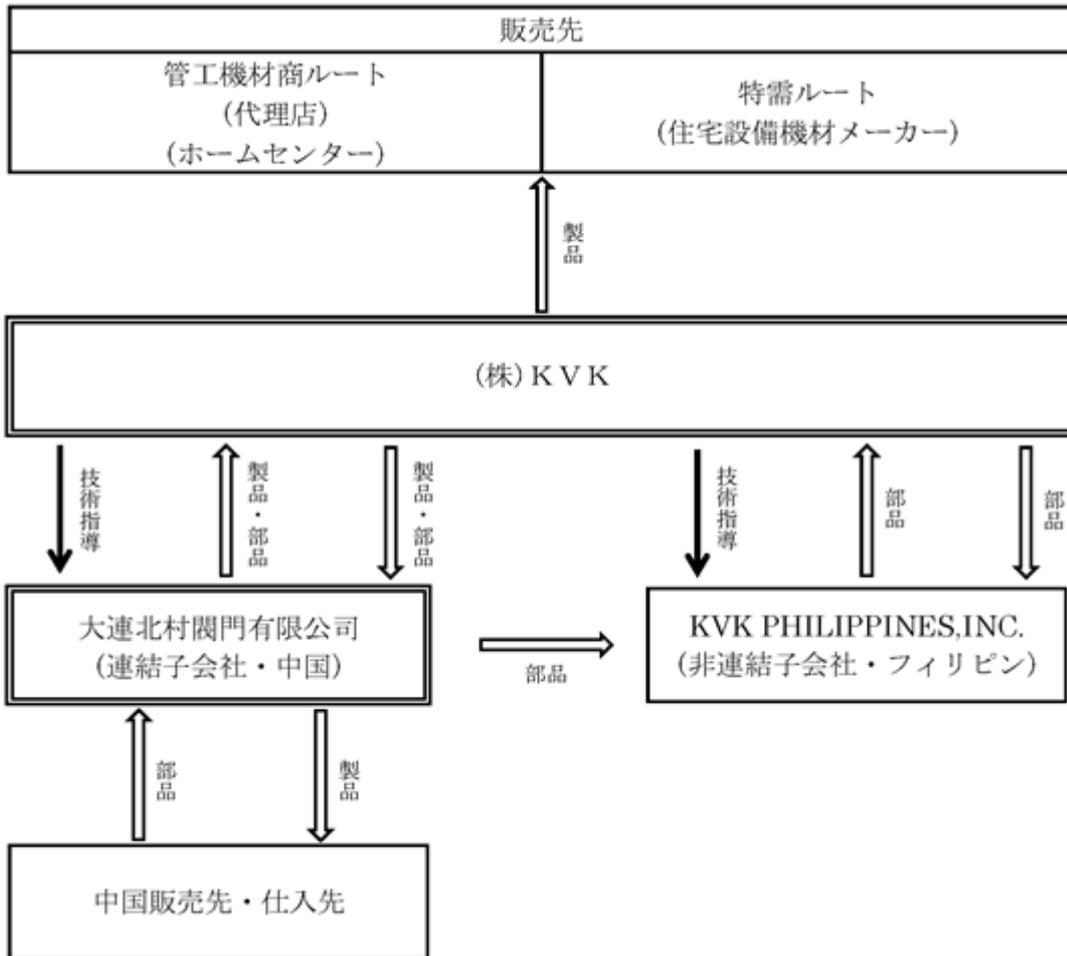
昭和24年1月 給水栓の製造販売を目的として、北村バルブ株式会社設立。  
昭和38年3月 岐阜県岐阜市黒野の現在地に給水栓製造一貫工場を増設。  
昭和46年8月 川部工場（給水栓組立）を設置（平成13年9月本社工場に統合）。  
昭和51年10月 片知工場（給水栓組立）を設置（平成15年3月本社工場に統合）。  
平成元年4月 関東支社及び関西支社を設置。  
平成元年6月 飛騨工場（給水栓組立）を設置（平成13年7月飛騨古川工場に統合）。  
平成元年12月 中華人民共和国遼寧省大連経済技術開発区に子会社大連北村閘門有限公司設立（現・連結子会社）。  
平成2年11月 中部支社を設置（平成17年4月関西支社に統合）。  
平成4年4月 商号を株式会社K V K（登記上は株式会社ケーブイケー）と変更。  
平成5年10月 東北支社を設置。  
平成5年11月 株式を日本証券業協会に店頭登録。  
平成6年4月 中華人民共和国遼寧省大連保税區に子会社大連保税區北村国際工貿有限公司設立（平成22年1月清算）。  
平成6年8月 飛騨古川工場（給水栓機械加工）を設置。  
平成7年9月 N P S (New Production System) 研究会に入会。  
平成9年2月 I S O 9001の認証を取得（平成21年11月2008年版 I S O 9001へ移行）。  
平成11年7月 北関東支社を設置（平成17年4月関東支社に統合）。  
平成12年7月 I S O 14001の認証を取得（平成17年7月2004年版 I S O 14001へ移行）。  
平成12年12月 飛騨古川工場に、めっき・組立工程を増設。  
平成15年11月 子会社大連北村閘門有限公司が I S O 9001の認証を取得（平成21年9月2008年版 I S O 9001へ移行）。  
平成16年12月 ジャスダック証券取引所に株式を上場。  
平成17年6月 子会社大連北村閘門有限公司に第二工場を設置。  
平成20年3月 株式会社喜多村合金製作所及びその関連会社の株式会社タツタマ、有限会社ロイヤル興産から給排水金具・継手事業の一部を譲受け。  
富加工場を設置。  
平成22年4月 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 J A S D A Q に上場。  
平成23年10月 子会社大連北村閘門有限公司が2004年版 I S O 14001の認証を取得。  
西日本支社を設置。  
平成25年7月 東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) に上場。  
平成26年6月 海外事業室を設置。  
平成28年4月 K V K 金山ビル（名古屋市熱田区）完成、名古屋営業所を同ビルに移転。  
平成28年9月 フィリピンに子会社 K V K P H I L I P P I N E S , I N C . を設立（現・非連結子会社）。

### 3【事業の内容】

(1) 当社グループは、当社及び子会社2社で構成され、給水栓・給排水金具・継手及び配管部材の製造・加工・仕入れ及び販売を主な内容としております。

当該事業に係わる各社の位置づけは、当社が主に日本で給水栓・給排水金具・継手及び配管部材の製造・加工・仕入れ及び販売をするほか、子会社である大連北村閥門有限公司が、中国で給水栓の内、主に単独水栓を製造し、大部分を当社へ供給するとともに、一部中国国内で販売しております。また、当社より購入した製品の中国国内での販売もしております。なお、組立時の部品は、当社からの供給及び一部中国国内で調達しております。また、平成28年9月に設立した、KVK PHILIPPINES, INC.は、平成29年6月から生産を開始しており、当社及び大連北村閥門有限公司から調達した部品を組付加工し、当社へ供給しております。

#### (2) 事業の系統図



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 大連北村閥門有限公司	中華人民共和国 遼寧省大連市	1,640,644 (13,600千円ドル)	給水栓の製造・ 販売	100	当社製品の製造 ・販売 役員の兼任6名

- (注) 1. 特定子会社であります。  
2. 有価証券届出書または有価証券報告書提出会社ではありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	636(158)
中国	462(-)
合計	1,098(158)

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(嘱託及び準社員)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
636(158)	40.6	14.4	5,499

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(嘱託及び準社員)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. セグメントはすべて日本であります。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループには、K V K労働組合が組織(組合員数506人)されており、J A M東海に属しております。  
なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、多様化・個性化する市場ニーズのなかでお客様満足度（CS）の向上をめざし、「常に使う人の身になって考えた誰にでも“もっと使いやすく、もっと心地いい”水まわり商品を通して、環境にやさしい、快適な水まわりを提案し、人々の生活を豊かにする。」という基本理念のもと、株主、取引先、ユーザー、地域社会、社員などステークホルダー（利害関係者）からの信頼と期待に応えられるよう企業価値の向上に努めております。

#### (2) 経営環境及び対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、少子高齢化、世帯数減少に伴い新設住宅市場が減少傾向にある一方で、約5千万戸の住宅ストックを背景としたリフォームの潜在需要があります。

また、住環境は、消費構造の変化をはじめ、お客様のニーズ・価値観やライフスタイルが多様化し、「健康で快適な生活」「環境との共生」が求められています。

これらの課題に対して当社グループは、水栓金具は“人と水をつなぐ存在”として、お客様のニーズに応えた、新しい生活スタイルを提案する市場創造型の商品・サービスを生み出し続けていきたいと考えております。

創業80周年を見据え、持続的成長と高収益体質の実現をめざし、「コスト戦略」と「成長戦略」を両輪とし、「一人ひとりの力」をその原動力とし、外部環境に左右されない経営体質づくりに挑戦し続けてまいります。

### 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成30年6月29日）現在において当社グループが判断したものであり、国内外の経済情勢などによって影響を受ける可能性がある事業などのリスクはこれらに限られるものではありません。

#### (1) 経済動向による影響

当社グループの営業収入の大部分は、国内需要に大きく影響を受けます。法律・制度の規制緩和や住宅政策の転換、金利動向などにより新築・リフォーム需要が大きく変動した場合、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 競争の激化

当業界における価格競争は、熾烈なものとなっています。当社グループは、市場ニーズにマッチした品質・機能・価格面において競争力を有する商品・サービスを市場投入できるメーカーであると考えておりますが、将来においても競争優位に展開できる保証はなく、激しい価格競争にさらされた場合、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 製品の欠陥

当社グループは、品質管理基準に従い商品を製造しておりますが、全ての商品について欠陥がなく、将来においてリコールが発生しないという保証はありません。また、製造物責任賠償保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。万一、大規模なリコールが発生した場合、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 原材料価格の高騰

当社グループは、銅合金などを使用した水栓金具を製造しております。素材価格の高騰から、材料価格が上昇傾向にあり、コスト削減・販売価格への転嫁などで吸収を図っておりますが、予想以上の素材価格高騰によっては、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 海外での事業活動

当社グループは、中国においても事業活動を行っており、法律・規制や租税制度の変更、テロ・戦争・内乱などによる政治的社会的混乱や予期し得ない経済情勢の悪化により、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 為替レートの変動

当社グループは、為替リスクを回避するため円建取引を原則としておりますが、中国における子会社で現地生産・現地販売による外貨建取引があり為替変動によっては、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害等

当社グループは、製造ラインの中断による影響を最小化するために、生産設備などにおける定期的な災害防止点検を行っております。しかし、生産施設で発生する人的あるいは自然災害などによる影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。当社グループの工場は岐阜県（岐阜市・加茂郡・飛騨市）・中国大連と分散しているものの、当社グループを取り巻くサプライ・チェーンは中部地区に集中しており、当地方における大規模な地震やその他操業に影響する災害などが発生した場合、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 減損会計

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に伴い、今後の地価の動向や事業展開などに伴う減損損失の計上により、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 退職給付債務

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率に基づいて算出されております。このため、実際の金利水準の変動や年金資産の運用利回りが悪化した場合、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における事業環境は、政府の各種経済政策の効果もあり、企業収益は改善し、景気は緩やかな回復基調が続いております。一方、新設住宅着工戸数については、住宅ローン減税や金利優遇政策など各種政策の効果が一巡し、全体としては緩やかな減少傾向にあります。

このような状況のなか、当社グループは、お客様への新たな価値の提供をめざした事業基盤づくりに取り組んでまいりました。

商品面では、近年求められている、デザイン性の高い商品を積極的に商品化し、色のバリエーション展開を進め、中高級ゾーンの水栓ラインアップ充実を図りました。

営業面では、全国に4支社17営業所5出張所の拠点網を展開し、きめ細かな営業活動のなかで、お客様の課題を収集し、課題解決に向けた商品提案を行いました。

生産面では、K P S（KVK Production System）活動を柱に、コスト競争力強化をめざし、受注の変動に柔軟に対応できる最適生産体制づくりに取り組みました。平成29年6月より生産をスタートしたフィリピンの生産子会社は、順調に生産が立ち上がり稼働しております。日本・中国大連・フィリピンの3拠点による最適生産体制づくりを推し進め、グローバルでのコスト競争力を強化してまいります。

当連結会計年度における連結業績につきましては、記録的寒波による需要もあり、売上高は245億50百万円（前期比3.5%増）と増収となりました。利益面では、急激に原材料価格が上昇するなか、グループ一丸となってトータルコストの引き下げに努めたものの、製造コスト増加を吸収しきれず、営業利益は21億75百万円（前期比15.9%減）、経常利益は22億6百万円（前期比17.5%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、13億95百万円（前期比14.4%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、次に述べる売上高はセグメント間の内部売上高を含めて記載しております。

日本におきましては、低水準の住宅ローン金利や政府による継続的な住宅取得支援策に下支えされ、新設住宅着工戸数は増加し、売上高は244億26百万円（前期比2.5%増）となりました。また、急激に原材料価格が上昇するなか、グループ一丸となってトータルコストの引き下げに努めたものの、製造コスト増加を吸収しきれず、営業利益は27億89百万円（前期比8.2%減）となりました。

中国におきましては、日本向けの価格を見直したことにより、輸出売上が増加したことで、売上高は43億38百万円（前期比8.3%増）となったものの、世界的な原材料価格の上昇による製造コストの増加を吸収しきれず、営業損失53百万円（前期は1億83百万円の営業利益）となりました。

## キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末に比べ5億9百万円増加し、44億17百万円となりました。

## （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、16億26百万円の収入（前期比13億21百万円の収入減）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益20億53百万円、減価償却費8億23百万円、売上債権の増加額7億76百万円、法人税等の支払額6億76百万円等によるものです。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、7億64百万円の支出（前期比15億82百万円の支出減）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出7億94百万円等によるものです。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、3億77百万円の支出（前期比24百万円の支出増）となりました。これは主に配当金の支払額3億63百万円等によるものです。

## 生産、受注及び販売の実績

## イ．生産実績

当社グループは、水栓金具専門メーカーとして、同一セグメントに属する水栓金具の製造、販売を行っているため、所在地別のセグメントを記載しております。

当連結会計年度の生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	日本	中国	合計
	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
単独水栓（千円）	1,149,514	1,860,592	3,010,107
湯水混合水栓（千円）	8,186,377	292,834	8,479,211
シャワー付湯水混合水栓（千円）	8,304,733	512,849	8,817,582
その他（千円）	3,291,205	124,175	3,415,381
合計（千円）	20,931,830	2,790,452	23,722,283

（注）1．金額は販売価格によっております。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## ロ．受注実績

当社グループは、大部分の品目につき見込み生産を行っておりますので、記載を省略しております。

## 八．販売実績

当社グループは、水栓金具専門メーカーとして、同一セグメントに属する水栓金具の製造、販売を行っているため、所在地別のセグメントを記載しております。

当連結会計年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	日本 当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	中国 当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	合計 当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
単独水栓（千円）	2,780,135	4,102	2,784,237
湯水混合水栓（千円）	5,984,159	57,476	6,041,636
シャワー付湯水混合水栓（千円）	10,429,840	44,392	10,474,232
その他（千円）	5,044,103	205,871	5,249,975
合計（千円）	24,238,239	311,842	24,550,081

(注) 1．セグメント間の取引については相殺消去しております。

2．最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先（日本）	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
パナソニックエコソリューションズ住宅設備株式会社	3,061,945	12.9	3,073,994	12.5
タカラスタANDARD株式会社	2,469,741	10.4	2,511,838	10.2

3．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における資産、負債の報告金額及び収益、費用の報告金額に影響を与える見積り、判断及び仮定を使用することが必要となります。当社グループの経営陣は連結財務諸表作成の基礎となる見積り、判断及び仮定を過去の経験や状況に応じ合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。しかしながら、これらの見積り、判断及び仮定は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載されているとおりであります。

#### 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

##### イ．財政状態の分析

当連結会計年度における資産合計及び負債純資産合計は、以下の要因により、前連結会計年度末に比べ10億25百万円増加し、257億75百万円となりました。

##### （資産）

資産は、前連結会計年度末に比べ10億25百万円増加し、257億75百万円となりました。これは主に現金及び預金が2億56百万円、受取手形及び売掛金が5億34百万円増加したことによります。

##### （負債）

負債は、前連結会計年度末に比べ1億35百万円減少し、70億85百万円となりました。これは主に未払法人税等が1億4百万円減少したことによります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ11億60百万円増加し、186億90百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益の発生により利益剰余金が9億99百万円増加したことによります。

ロ. 経営成績の分析

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

セグメントごとの経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上高及び営業損益)

売上高は、245億50百万円(前期比3.5%増)と増収となりました。一方、営業利益は、21億75百万円(前期比15.9%減)となりました。これは、急激に原材料価格が上昇するなか、コスト削減に努めたものの、製造コスト増加を吸収しきれなかったことによります。

(営業外損益)

営業外損益は、前連結会計年度の90百万円の収益(純額)に対し、31百万円の収益(純額)となりました。これは主に、受取賃貸料が43百万円、作業屑売却益が24百万円発生した一方で、売上割引が37百万円、為替差損が37百万円発生したことによります。

(特別損益)

特別損益は、前連結会計年度の2億71百万円の損失(純額)に対し、1億53百万円の損失(純額)となりました。これは主に固定資産除却損を15百万円、訴訟和解金1億38百万円を計上したことによります。

(税金等調整前当期純損益)

税金等調整前当期純損益は、前連結会計年度の24億4百万円の利益に対し、20億53百万円の利益となりました。

(法人税等)

税金等調整前当期純利益に対する法人税等は、5億94百万円(前期は8億31百万円)となりましたが、税効果会計による法人税等調整額を63百万円計上したことにより、法人税等の合計は6億58百万円となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益は、13億95百万円(前期比14.4%減)となりました。なお、1株当たりの当期純利益は167円56銭となりました。

ハ. キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

二. 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

運転資金需要のうち主なものは、原材料の仕入れのほか、製造費用、販売費及び一般管理費等の営業経費であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資のほかに、投資有価証券等の取得によるものであります。

事業の運転資金及び設備投資資金は自己資金及び金融機関からの借入金を基本方針としております。

なお、当連結会計年度末におけるリース債務を含む有利子負債の残高は98百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は44億17百万円となっております。

#### ホ．経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

今後の見通しにつきましては、新設住宅着工戸数が伸び悩むなか、物流費の高騰や為替・原材料価格の変動が懸念され、依然として先行き不透明な状態が想定されます。

こうしたなか、当社グループは、持続的成長と高収益体質の実現に取り組んでまいります。

海外第2拠点として立ち上げたフィリピンの生産子会社は、平成29年6月より生産をスタートして以来、順調に生産が立ち上がり稼働しております。品質・コスト競争力をさらに強化し、日本・中国大連・フィリピンの3拠点によるグローバルな最適生産体制づくりを推進してまいります。

また、平成30年度には富加工場に新たに物流棟を建設し、本社の倉庫機能を移転させます。ここ数年にわたり進めてきた、富加工場への生産機能および本社機能集約効果と合わせて、物流面での効率化を図り、お客様の手元へ“タイミングよく”お届けできる仕組みの強化に取り組んでまいります。

住環境においては、お客様の価値観やライフスタイルが多様化し、新しい需要が生まれています。お客様のところに足を運び、しっかりと向き合うためにも、全国に4支社17営業所5出張所の営業拠点網を展開してまいりました。しかしながら、まだまだ営業活動が行き届いていないエリアがあります。平成30年度には、茨城県つくば市に出張所を新設する予定です。これからも営業拠点網の充実を図りながら、より一層きめ細かな営業活動に努め、お客様の課題を収集し製品づくりに活かしてまいります。

これからも、お客様のニーズに応えた、新しい生活スタイルを提案する、商品・サービスを生み出し続け、人々の生活が豊かになるような価値創造に取り組んでまいります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5【研究開発活動】

当社グループは、給水栓・給排水金具・継手及び配管部材の製造及び販売を主事業としている専門メーカーとして、研究開発本部を中心に、水まわりにおける快適性・利便性・安全性等住環境の向上をめざし、多様化する市場ニーズに応える商品開発を行っております。

子会社である大連北村閥門有限公司は、給水栓のうち主に単水栓を製造し、大部分を親会社である当社へ輸出をしている関係から、子会社独自の研究開発活動は行っておりません。

当連結会計年度における主な研究開発は以下の通りであります。

キッチン用では、中高級グレードの品揃え強化を行っており、グースネック水栓KM6061シリーズのマットホワイト・マットブラック仕様等カラーバリエーション展開を行いました。また、センサータイプのL型ビルトイン浄水器水栓KM6131シリーズを仕様追加しました。

洗面用では、洗面ボウル33種と排水金具18種を商品ラインナップに加えしました。今後は、新洗面ボウルに対応した洗面水栓を充実させるべく水栓の開発を進めてまいります。

浴室用では、楽ダスサーモ水栓にオーバーヘッドシャワーを組み合わせた商品を追加しました。また、リフォーム向けの台付サーモシャワー水栓KF3008を量産化し、取替需要の掘り起こしにも力を入れております。

また、「使用シーン」「デザイン性」を追求した商品開発も行っており、キッチン用では、オープンホースグース水栓KM6211を量産化し、浴室用では新浄水シャワー e g g を量産移行しました。今後も「快適」・「節水」・「節湯（ ）」「使用性」を追求した商品や新たな市場創造型の商品の研究開発を推し進めてまいります。

住宅設備機器メーカー様向けとしては、お客様の商品見直しに伴う専用水栓として浴室用・キッチン用・洗面用合わせて7機種を市場投入しました。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、3億83百万円であります。

( )住宅・建築物の省エネ基準における節湯水栓の判断基準を満たすものをいう。

節湯A1：手元止水機構を有すること

節湯B1：少流量吐水機構を有すること

節湯C1：水優先吐水機構を有すること

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループの設備投資は、需要の変化に対応できる最適生産体制づくりに向け、製品の開発・改良、生産設備の合理化・内製化に係わる投資を行いました。当連結会計年度の設備投資総額は、5億92百万円であります。

また、当社グループの事業内容は、給水栓・給排水金具・継手及び配管部材の製造・加工・仕入れ及び販売を主事業としている専門メーカーであるため、セグメント別の設備投資の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					合計	従業員数 (人)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産		
本社及び本社工場 (岐阜県岐阜市)	切削・研磨設備	172,051	8,329	3,751	409,473 (22,425.66)	-	593,606	5
富加工場 (岐阜県加茂郡 富加町)	鋳造・切削・研 摩・めっき・組 立加工・樹脂成 型設備	384,274	2,214,097	180,728	926,053 (62,831.28)	91,224	3,796,378	499
飛騨古川工場 (岐阜県飛騨市)	切削・組立加工 設備	306,777	217,782	4,004	230,664 (27,630.34)	-	759,229	31

(注) 1. 帳簿価額には建設仮勘定を含んでおりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. セグメントはすべて日本であります。

##### (2) 在外子会社

平成30年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				合計	従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)		
大連北村閩 門有限公司	本社、第一工場及 び第二工場 (中華人民共和国 遼寧省)	鋳造・切削・ 研磨・めっき ・組立加工 設備	211,972	416,724	10,791	- (-) [25,004]	639,488	462

(注) 1. 帳簿価額には建設仮勘定を含んでおりません。

2. 上記 [ ] 書きは、外書きで賃借中の土地面積であります。

3. セグメントはすべて中国であります。なお、KVK PHILIPPINES, INC. は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	23,120,500
計	23,120,500

(注)平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合(2株を1株に併合)に伴う定款変更を行っております。これにより発行可能株式総数は23,120,500株減少し、23,120,500株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,338,078	8,338,078	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,338,078	8,338,078		

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合(2株を1株に併合)及び単元株式数の変更(1,000株を100株に変更)を行っております。これにより発行済株式総数は8,338,078株、単元株式数は100株となっております。

## ( 2 ) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月26日定時株主総会並びに 平成20年6月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6(社外取締役を除く) 当社監査役 1(社外監査役を除く)
新株予約権の数(個)	11
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,500 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月27日 至 平成50年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2 (注)5 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めたときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会並びに平成21年6月25日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8(社外取締役を除く) 当社監査役 1(社外監査役を除く)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成21年6月26日 至 平成51年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2(注)5 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。  
但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めたときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会並びに平成22年6月25日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8(社外取締役を除く) 当社監査役 1(社外監査役を除く)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成22年6月26日 至 平成52年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2 (注)5 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。  
但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めたときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会並びに平成23年6月24日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7(社外取締役を除く) 当社監査役 1(社外監査役を除く)
新株予約権の数(個)	34
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月19日 至 平成53年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2(注)5 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。  
但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めたときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会並びに平成24年6月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7(社外取締役を除く) 当社監査役 1(社外監査役を除く)
新株予約権の数(個)	51
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月20日 至 平成54年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2(注)5 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めたときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会並びに平成25年6月25日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7(社外取締役を除く) 当社監査役 1(社外監査役を除く)
新株予約権の数(個)	27
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月18日 至 平成55年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2 (注)5 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めたときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会並びに平成26年6月25日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7(社外取締役を除く) 当社監査役 1(社外監査役を除く)
新株予約権の数(個)	26
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月18日 至 平成56年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2(注)5 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めたときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会並びに平成27年6月24日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7(社外取締役を除く) 当社監査役 1(社外監査役を除く)
新株予約権の数(個)	29
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,500(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月17日 至 平成57年7月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2 (注)5 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めたときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会並びに平成28年6月24日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7(社外取締役を除く) 当社監査役 1(社外監査役を除く)
新株予約権の数(個)	48
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 24,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月19日 至 平成58年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2(注)5 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。  
但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めたときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会並びに平成29年6月28日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6(社外取締役を除く) 当社監査役 1(社外監査役を除く)
新株予約権の数(個)	28
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 14,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2 (注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月14日 至 平成59年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2 (注)5 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(平成30年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めるときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年4月1日～ 平成29年9月30日 (注)1	145,000	16,676,157	20,527	2,851,952	20,527	3,020,352
平成29年10月1日 (注)2	8,338,079	8,338,078		2,851,952		3,020,352

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。

## (5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	8	12	101	26	1	1,043	1,192	
所有株式数（単元）	2,695	10,248	60	31,365	1,587	43	37,255	83,253	12,778
所有株式数の割合（%）	3.24	12.31	0.07	37.67	1.91	0.05	44.75	100.00	

（注）1．自己株式1,004株は、「個人その他」に10単元、「単元未満株式の状況」に4株含めて記載しております。

なお、株主名簿上の自己株式と実保有残高は同数であります。

2．上記「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、265株含まれております。

3．平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）及び単元株式数の変更（1,000株を100株に変更）を行っております。これにより発行済株式総数は8,338,078株、単元株式数は100株となっております。

## (6)【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社北村興産	岐阜県岐阜市黒野320番地の1	11,324	13.58
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	4,000	4.79
岐阜信用金庫	岐阜県岐阜市神田町6丁目11番地	3,735	4.47
K V K取引先持株会	岐阜県岐阜市黒野308番地 株式会社K V K内	3,517	4.21
元気なぎふ応援基金	岐阜県岐阜市今沢町18番地	2,695	3.23
北村和弘	岐阜県岐阜市	2,688	3.22
北村博志	岐阜県岐阜市	2,685	3.22
北村嘉弘	岐阜県岐阜市	2,645	3.17
末松容子	岐阜県岐阜市	2,575	3.08
K V K従業員持株会	岐阜県岐阜市黒野308番地 株式会社K V K内	2,255	2.70
計		38,121	45.72

(注)平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合(2株を1株に併合)及び単元株式数の変更(1,000株を100株に変更)を行っております。これにより発行済株式総数は8,338,078株、単元株式数は100株となっております。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000		1(1) 発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,324,300	83,243	同上
単元未満株式	普通株式 12,778		
発行済株式総数	8,338,078		
総株主の議決権		83,243	

- (注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が265株含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式4株が含まれております。
3. 平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合(2株を1株に併合)及び単元株式数の変更(1,000株を100株に変更)を行っております。これにより発行済株式総数は8,338,078株、単元株式数は100株となっております。

## 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社K V K	岐阜市黒野308番地	1,000	-	1,000	0.01
計	-	1,000	-	1,000	0.01

- (注) 平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合(2株を1株に併合)及び単元株式数の変更(1,000株を100株に変更)を行っております。これにより発行済株式総数は8,338,078株、単元株式数は100株となっております。

**（８）【役員・従業員株式所有制度の内容】**

当社は、平成30年5月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）（以下、総称して「取締役等」といいます。）を対象に株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成30年6月28日開催の当社第71期定時株主総会において決議いたしました。

**制度の概要**

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社が定める株式交付規程に従って、当社株式が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

**取締役等に交付される予定の株式の総数**

1事業年度あたり上限33,000株

**信託契約の内容**

名称	役員向け株式交付信託
委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
受益者	当社役員のうち、受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員と利害関係のない第三者を選定する予定であります
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約の締結日	平成30年8月中旬（予定）
金銭を信託する日	平成30年8月中旬（予定）
信託の期間	平成30年8月中旬（予定）～平成35年（2023年）8月（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第9号に該当する普通株式の取得

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成29年10月30日)での決議状況 (取得日 平成29年10月30日)	130	買取単価に買取対象の株式の終値を乗じた金額
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	130	209
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 1. 平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合(2株を1株に併合)を行っております。この株式併合により生じた1株に満たない端数の処理につき、会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づく自己株式の買取りを行ったものです。

2. 買取単価は、買取日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値であります。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,180	1,035
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合(2株を1株に併合)を行っております。当事業年度における取得自己株式1,180株の内訳は、株式併合前950株、株式併合後230株であります。

2. 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(株式併合による減少)	644	-	-	-
その他(新株予約権の行使)	84,000	43,449	-	-
保有自己株式数	1,004	-	-	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び新株予約権の行使による譲渡による株式数は含めておりません。

2. 当事業年度の株式数のうち、「その他(株式併合による減少)」に係る株式数644株は、平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で併合を行ったことに伴う減少であります。

### 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけ、自己資本当期純利益率（ROE）を重視するなかで、経営環境及び配当性向などを総合的に勘案し、成果の分配を行うことを基本方針としております。

当社は、期末配当及び中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき中間配当は1株当たり11円（株式併合後の基準で換算した場合は22円）、期末配当22円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は25.4%となりました。

また、内部留保資金につきましては、競争力を高め、将来の事業拡大を図るための設備投資や研究開発などに有効活用してまいります。

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年10月30日 取締役会決議	183,423	11
平成30年6月28日 定時株主総会決議	183,415	22

(注)平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。当事業年度の年間配当金は、株式併合前の中間配当と株式併合後の期末配当を合計したものであり、株式併合実施後を基準に換算すると、中間配当は1株当たり22円、年間配当金は1株当たり44円に相当いたします。

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	828	705	655	714	1,977 (858)
最低(円)	545	590	553	514	1,560 (630)

(注)1.最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

2.平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合（2株を1株に併合）を行っております。第71期の株価については株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価は（ ）にて記載しております。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年 10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月
最高(円)	1,629	1,977	1,960	1,915	1,740	1,770
最低(円)	1,560	1,566	1,620	1,710	1,621	1,650

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 10名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役社長 (代表取締役)		末 松 正 幸	昭和36年11月22日生	昭和63年3月 アイホン株式会社退職 昭和63年9月 当社入社 平成10年2月 総合企画室企画部企画課長 平成14年6月 経営管理本部企画経理部長 平成16年6月 取締役就任経営管理本部長 平成18年6月 常務取締役就任経営管理本部長 平成21年6月 代表取締役社長就任 平成23年9月 大連北村閥門有限公司董事長就任 (現) 平成24年4月 代表取締役社長兼経営管理本部長 平成24年6月 代表取締役社長(現)	(注)3	1,682
取締役	経営管理本部長兼 企画経理部長	小 関 智 晶	昭和31年5月4日生	昭和55年4月 株式会社十六銀行入行 平成2年4月 同行人事部付北村バルブ株式会社 (現 株式会社K V K) 出向 平成5年4月 同行証券部 平成8年4月 同行正木支店次長 平成10年4月 同行則武支店長 平成13年4月 同行岩村支店長 平成18年7月 十六信用保証株式会社担保評価 部長 平成22年10月 株式会社十六銀行人事部付日本 ガード株式会社出向 平成23年5月 日本ガード株式会社転籍 金融営 業部長 平成26年9月 日本ガード株式会社退職 平成26年10月 当社入社経営管理副本部長兼経理 部長 平成27年6月 取締役就任経営管理本部長兼経理 部長 平成30年1月 取締役経営管理本部長兼企画経理 部長(現)	(注)3	10
取締役	営業本部長	森 田 恭 二	昭和34年9月11日生	昭和59年5月 横浜商銀信用組合退職 昭和60年3月 当社入社 平成10年4月 営業本部関東支社西関東営業所長 平成21年4月 営業本部関東支社次長 平成23年4月 営業本部関東支社長 平成25年4月 営業本部関西支社長 平成27年4月 営業副本部長兼関西支社長 平成27年6月 取締役就任営業本部長(現)	(注)3	30

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	研究開発本部長、 品質保証室担当	坪田 充夫	昭和34年10月19日生	昭和60年6月 大洋電機株式会社退職 昭和60年6月 当社入社 平成18年6月 研究開発本部開発部商品開発一課長 平成21年4月 研究開発本部開発部次長兼設計二課長 平成22年7月 生産本部資材部次長 平成25年7月 生産本部資材部長 平成28年4月 研究開発副本部長兼品質保証室長 平成28年6月 取締役就任研究開発本部長、品質保証室担当兼開発部長 平成29年6月 取締役研究開発本部長、品質保証室担当(現)	(注)3	31
取締役	海外事業室担当	藤井 邦彦	昭和33年9月29日生	昭和56年3月 当社入社 平成12年6月 生産本部生産技術二課長 平成21年4月 生産本部富加工場長 平成25年4月 生産本部物流部長 平成26年3月 生産本部生産管理部長 平成28年6月 執行役員生産本部富加工場長 平成29年1月 執行役員生産本部生産管理部長 平成29年4月 執行役員生産副本部長兼生産管理部長 平成29年6月 取締役就任生産本部長兼K P S推進室長兼生産管理部長 平成30年4月 取締役生産本部長 平成30年6月 取締役海外事業室担当(現) 大連北村閘門有限公司副董事長就任(現)	(注)3	15
取締役	生産本部長兼 K P S 推進室長兼 富加工場長	杉山 正直	昭和35年8月30日生	昭和54年3月 当社入社 平成13年7月 製造一部鑄造課長 平成25年7月 本社工場長 平成26年4月 富加工場長 平成27年4月 本社工場長 平成28年1月 富加工場製造一部長 平成29年6月 執行役員富加工場長兼製造一部長 平成30年4月 執行役員生産副本部長兼K P S推進室長兼富加工場長 平成30年6月 取締役就任生産本部長兼K P S推進室長兼富加工場長(現)	(注)3	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		奥田 真之	昭和37年10月11日生	昭和60年4月 株式会社十六銀行入行 平成24年7月 同行法人営業部経営相談室調査役 平成25年7月 同行人事部付株式会社十六総合研究所出向 同所主席研究員兼シニアコンサルタント 平成25年10月 東海学園大学経営学部非常勤講師(現) 平成26年4月 愛知学院大学商学部非常勤講師(現) 愛知淑徳大学ビジネス学部非常勤講師(現) 平成28年3月 株式会社十六銀行退職 平成28年4月 愛知産業大学経営学部総合経営学科教授(現) 平成29年6月 当社取締役就任(現)	(注)3	—
常勤監査役		粟野 秀広	昭和30年5月10日生	昭和53年3月 当社入社 平成元年4月 技術開発部製品開発課長 平成7年4月 研究開発本部品質保証部次長 平成7年8月 品質保証室長 平成13年7月 研究開発本部開発部長 平成18年6月 品質保証室長 平成21年12月 生産本部資材部長 平成24年4月 研究開発副本部長 平成24年6月 取締役就任研究開発本部長、品質保証室担当 平成27年6月 常勤監査役就任(現)	(注)4	9
監査役		木村 静之	昭和27年10月25日生	昭和56年4月 弁護士登録 昭和59年4月 後藤・木村合同法律事務所開設 平成12年6月 当社監査役就任(現) 平成25年7月 木村法律事務所開設 平成28年3月 富士変速機株式会社社外取締役就任(現) 平成28年6月 レシップホールディングス株式会社社外取締役就任(現)	(注)4	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役		杉 浦 勝 美	昭和29年2月24日生	昭和51年4月 名古屋国税局総務部総務課 平成14年7月 高松国税不服審判所国税副審判官 平成16年7月 昭和税務署副署長 平成18年7月 名古屋国税局課税第一部機動課長 平成19年7月 厚狭税務署長 平成20年7月 名古屋東税務署長 平成21年7月 名古屋国税局総務部人事第一課長 平成23年7月 津税務署長 平成24年7月 名古屋国税局総務部次長 平成25年7月 同局調査部長 平成26年7月 同局退職 平成26年9月 税理士登録 杉浦勝美税理士事務所開設 平成27年6月 当社監査役就任(現) 平成28年6月 二子八株式会社社外監査役就任 (現)	(注)4	-
計						1,808

- (注) 1. 取締役奥田真之は、社外取締役であります。
2. 監査役木村静之及び杉浦勝美は、社外監査役であります。
3. 平成30年6月28日開催の定時株主総会終結の時から1年間であります。
4. 平成27年6月24日開催の定時株主総会終結の時から4年間あります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

##### ・企業統治の体制の概要

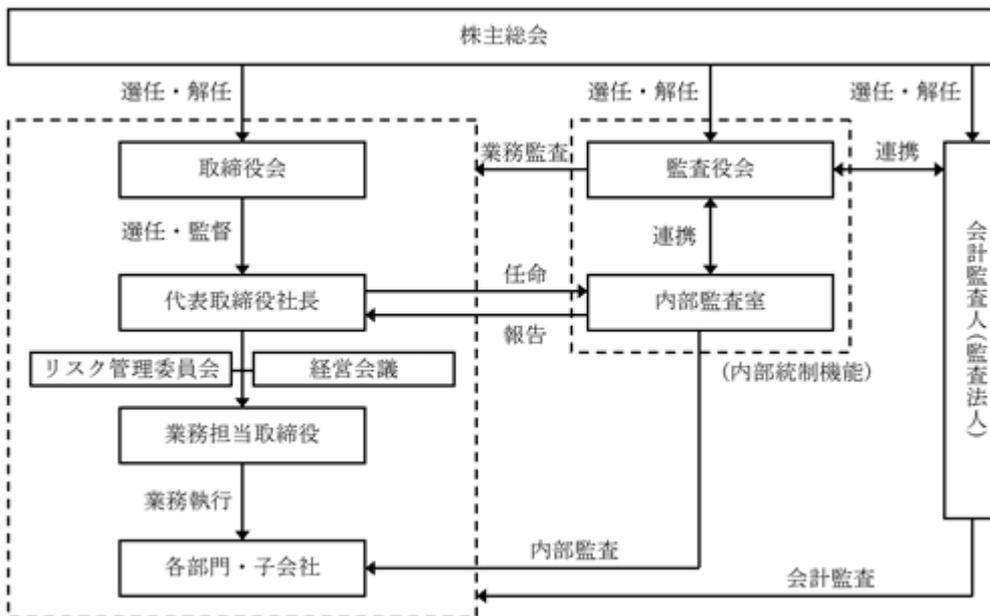
当社は、監査役会設置会社形態を採用しております。

取締役会は、社内取締役6名と平成30年6月に選任された社外取締役1名で構成し、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、迅速な意思決定を図るため、全取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を毎週1回開催しております。なお、当社は取締役の経営責任の明確化を図るため、平成20年6月に取締役の任期を1年に短縮しております。

監査役会は、社内監査役1名、社外監査役2名で構成し、奇数月、4月及び6月に開催し、監査役会で決定された監査方針・監査計画に基づき、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は、重要会議へ出席するなど経営の適正な監査・監視に努めております。

内部監査部門として、社長直轄の専任スタッフによる内部監査室を設置し、監査役と連携し当社及び子会社の業務監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行っております。

当社の業務執行・監視の仕組み、内部統制システム、リスク管理体制の整備状況の模式図は次のとおりであります。



##### ・企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。社外監査役を含めた監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携して監査を行い、現在の監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。

##### ・内部統制システムの整備の状況

#### イ．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理の確立、法令遵守、社会的責任達成のため、「企業行動規範」を制定し、当社及び当子会社（以下「当社グループ」という。）の社員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス及びリスク管理の重要性や内部通報制度について教育を実施し、社員の意識向上に取り組む。

社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な活動を阻害する恐れのある反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

#### ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る各種情報（株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録・稟議書・各種契約書・会計帳簿・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・事業報告・附属明細書・その他重要文書）の保存及び管理については、法令及び社内規程によるものとする。監査役から要求があった場合には、遅滞なく当該情報の閲覧に応じる。

情報開示については、情報管理責任者（情報開示担当役員）を置き、法令及び証券取引所の定める適時開示規則などに基づき、重要な会社情報の一元管理を行い、迅速かつ正確な情報開示に努める。

#### 八．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業環境の変化に対応するため、当社グループの内部統制、コンプライアンス及びリスクを統括的に把握・管理することが重要であると認識し、「リスク管理委員会」を設け、必要な都度開催し、社内規程の整備をはじめ、平常時・発生時の観点から年1回既存リスクの見直しや新たなリスクの洗い出しなど経営上のリスクを総合的に分析し、潜在リスクの最小化や顕在化した場合の対応策に取り組む。

品質、安全衛生、環境、情報セキュリティなどのリスクについては、その担当部署または委員会を設けることにより、リスクの未然防止や再発防止に努める。

#### 二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月原則1回開催し、経営の基本方針・法令事項・その他の経営に関する重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督を行う。また、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うため、全取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を取締役会の下に設け、毎週原則1回開催し、業務上の重要事項について慎重な審議を行い、取締役会で決定する。

取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程に権限及び責任の詳細を定める。

当社は、将来の経営環境を見据え、当社グループの中期経営計画・年度利益計画を策定し、目標値を設定する。各担当取締役は、経営計画を達成するため、各部署が目標達成に向けた具体策を決定し、経営会議において定期的に達成状況のレビューと改善策を報告する。

#### ホ．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営について担当取締役を責任者として置き、月1回の取締役会に担当取締役が出席し、職務執行の定期的な報告と重要案件について審議を行い、当社グループの迅速かつ的確な意思決定を図るなど、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理に取り組む。また、必要に応じて子会社への指導・支援並びにモニタリングを通じ、経営全般の実効性を高める。

当社は、内部統制・牽制機能として、社長直轄の専任スタッフによる内部監査室を設置し、監査役(監査役会)と連携するとともに、監査計画並びに代表取締役社長からの指示に基づき、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性、法令・定款・社内規程などの遵守状況について業務監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行う。指摘事項については改善・是正を求め、監査結果については社長へ報告する。

#### ヘ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づき内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制の構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令などとの適合性を確保する。

取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関して適切に監督を行う。

#### ト．監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役職務の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

当社は、現在監査役職務を補助する使用人を置いていないが、監査役会規程及び監査役監査基準に則り、監査役から求められた場合には、取締役と監査役の協議の上、監査役職務を補助するために必要な能力・経験・知識を有する者を配置する。

当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有する。

当該使用人の適切な職務の遂行のため、人事異動・人事評価・懲戒処分などについては、監査役の事前同意を得るものとする。

#### チ．取締役及び使用人などが監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人などは、監査役会の定めるところにより、以下の事項を監査役に報告する。

- ・内部統制システムの構築及び運用状況
- ・当社グループに著しい損害・不利益を及ぼす恐れのある事実
- ・取締役及び使用人の職務執行に関して不正行為、法令・定款・社内規程などに違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合、当該事実
- ・経営会議で報告・審議された案件
- ・内部監査室が実施した監査結果
- ・リスク管理委員会の活動状況及び内部通報制度による通報状況

当社は、当社グループの取締役及び使用人などが当社監査役への当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

り、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会を奇数月、4月及び6月に開催し、監査に関する重要事項について協議・決議を行うとともに、監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互の意思疎通を図る。

監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は、経営会議をはじめ社内の重要会議への参加や監査計画に基づく各部署・子会社の個別監査を通じ、取締役の職務執行に関する適法性や内部統制システムの有効性の経営実態を把握し、適宜意見陳述を行うなど経営の適正な監査・監視に努める。

監査役は、会計監査人と監査計画に基づき、期中・期末監査終了後に報告会を開催し、会計監査人から監査の方法・結果、内部統制などの詳細な報告を受け、財務報告の信頼性を確認するとともに、内部監査室・会計監査人と必要に応じて相互の意見・情報交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性をめざす。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を受ける。

当社は、監査役が職務の執行に伴い生じる費用の請求を行った場合は、監査役の求めに応じて適切に処理する。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

社長直轄の専任スタッフ1名による内部監査室を設置し、監査役（監査役会）と連携して、監査計画並びに代表取締役社長からの指示に基づき、各部署の業務全般の妥当性と有効性、法令・定款・社内規程などの遵守状況について監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行っております。指摘事項については改善・是正を求め、監査結果については社長へ報告しております。必要に応じて品質・環境ISO管理責任者及び内部監査員とも情報交換を行い、監査の有効性の向上を図っております。

監査役監査は、監査役会で定めた監査計画に従い厳正な監査を実施しております。監査結果については、取締役会に報告するとともに、その後の改善処置について監視しております。また、内部監査室・会計監査人と必要に応じて相互の意見・情報交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性をめざしております。さらに、必要に応じて顧問弁護士の助言を受け違法性に留意しております。

#### 社外取締役及び社外監査役

イ．会社と社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係

社外取締役奥田真之は株式会社十六銀行出身で、現在は愛知産業大学経営学部総合経営学科教授であります。同行は当社の主要取引銀行かつ大株主でもありますが、同氏が当社の直接担当者であったことはなく、また同行とは定常的な取引関係があるに過ぎないため、同行が当社の意思決定に重要な影響を与える関係にはありません。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役木村静之と当社との間には、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役杉浦勝美と当社との間には、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

ロ．社外取締役及び社外監査役の選任状況

奥田真之は、数々の大学で経営学の教授として教鞭をとられているというその豊富な経験と高い見識を活かし経営の適正性・効率性を監視する観点から適任であります。また、独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

木村静之は、法律に関する豊富な専門的知識を活かし経営の適正性・効率性を監視する観点から適任であります。また、独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

杉浦勝美は、税務に関する豊富な専門的知識を活かし経営の適正性・効率性を監視する観点から適任であります。また、独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

ハ．社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について特別に定めておりませんが、その選任にあたっては東京証券取引所の独立役員に関する独立性の基準などを参考にしております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	
取締役(社外取締役を除く。)	85,669	70,563	15,106	8
監査役(社外監査役を除く。)	11,122	9,960	1,162	1
社外役員	7,230	7,230	-	4

(注) 1．上記には、平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

11銘柄 366,469千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
タカラスタンダード(株)	57,211	101,379	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
(株)十六銀行	271,062	97,311	財務・経理・総務に係る業務のより円滑な推進のため
(株)キッツ	91,000	67,522	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
クリナップ(株)	27,860	22,845	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
ミヤコ(株)	23,700	19,007	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
永大産業(株)	20,000	10,540	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
(株)長府製作所	1,000	2,603	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
タカラスタンダード(株)	59,918	107,133	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
(株)キッツ	91,000	83,174	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
(株)十六銀行	27,106	76,845	財務・経理・総務に係る業務のより円滑な推進のため
クリナップ(株)	27,860	22,705	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
ミヤコ(株)	23,700	22,515	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
永大産業(株)	20,000	11,000	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
(株)長府製作所	1,000	2,534	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため

#### 取締役の定数と選任決議要件

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来る事項

##### イ．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策が可能となるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款で定めております。

##### ロ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元が可能となるよう、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、定足数の緩和を図ることにより、株主総会の特別決議を機動的に行えることを目的とするものであります。

#### 取締役及び監査役の責任免除の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

#### 社外取締役及び社外監査役の責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間において、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### 会計監査の状況

会計監査につきましては、監査法人アンビシャスと監査契約を締結し、年間監査計画に基づき会計監査を受けております。監査役と会計監査人は、緊密な連携を保ち、期中・期末監査終了後に報告会を開催し、会計監査人より監査役に対し監査の方法・結果、内部統制などの詳細な報告を行い、財務報告の信頼性を確認しております。

当社の監査業務を執行した公認会計士は、吉田実郎、諏訪直樹であり、当社監査年数は、それぞれ3年、5年です。監査業務に係る補助者は、監査法人アンビシャスに勤務する公認会計士4名により構成されております。

( 2 ) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,000	-	18,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	18,000	-	18,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査証明業務の年間計画、予定時間を総合的に勘案して決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人アンビシャスによる監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ有価証券報告書提出日現在加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	4,470,638	4,727,412
受取手形及び売掛金	5,820,130	16,354,183
電子記録債権	3,145,480	13,232,205
有価証券	-	159,781
商品及び製品	627,542	670,650
仕掛品	725,604	678,663
原材料及び貯蔵品	1,220,740	1,299,627
繰延税金資産	351,111	343,124
その他	186,076	147,215
貸倒引当金	5,000	5,200
<b>流動資産合計</b>	<b>16,542,325</b>	<b>17,607,663</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	3,999,873	4,068,932
減価償却累計額	2,700,238	2,827,726
建物及び構築物(純額)	1,299,635	1,241,205
機械装置及び運搬具	9,096,739	9,238,464
減価償却累計額	6,129,459	6,369,793
機械装置及び運搬具(純額)	2,967,280	2,868,670
土地	1,806,481	1,822,906
リース資産	139,808	137,102
減価償却累計額	102,572	45,878
リース資産(純額)	37,235	91,224
建設仮勘定	123,732	159,556
その他	4,172,313	4,338,449
減価償却累計額	3,878,619	4,040,110
その他(純額)	293,694	298,339
<b>有形固定資産合計</b>	<b>6,528,059</b>	<b>6,481,904</b>
<b>無形固定資産</b>		
投資その他の資産	384,769	281,360
投資有価証券	711,115	822,695
投資不動産	222,383	217,808
繰延税金資産	92,318	25,757
退職給付に係る資産	118,626	179,650
その他	2150,909	2158,737
貸倒引当金	64	64
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>1,295,288</b>	<b>1,404,585</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>8,208,117</b>	<b>8,167,850</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,750,443</b>	<b>25,775,513</b>

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,846,041	1,873,100
電子記録債務	2,832,956	2,869,443
リース債務	11,587	26,984
未払法人税等	568,361	464,200
設備関係支払手形	143,609	30,624
営業外電子記録債務	56,674	91,972
その他	1,531,840	1,544,358
流動負債合計	6,991,071	6,900,684
固定負債		
リース債務	28,514	71,538
退職給付に係る負債	75,401	81,394
その他	125,664	31,556
固定負債合計	229,581	184,489
負債合計	7,220,653	7,085,173
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,831,425	2,851,952
資本剰余金	2,999,825	3,020,352
利益剰余金	11,761,822	12,761,442
自己株式	43,492	1,288
株主資本合計	17,549,579	18,632,459
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	52,262	48,260
為替換算調整勘定	63,961	22,968
退職給付に係る調整累計額	134,950	103,596
その他の包括利益累計額合計	146,650	32,367
新株予約権	126,860	90,249
純資産合計	17,529,789	18,690,340
負債純資産合計	24,750,443	25,775,513

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	23,730,387	24,550,081
売上原価	1, 3 16,511,537	1, 3 17,816,475
売上総利益	7,218,849	6,733,605
販売費及び一般管理費		
販売費	2 3,279,552	2 3,237,211
一般管理費	2, 3 1,353,598	2, 3 1,320,938
販売費及び一般管理費合計	4,633,151	4,558,149
営業利益	2,585,698	2,175,455
営業外収益		
受取利息	5,865	4,494
受取配当金	6,907	15,900
受取賃貸料	35,626	43,497
作業屑売却益	41,878	24,641
貸倒引当金戻入額	1,700	-
為替差益	35,650	-
その他	41,652	41,782
営業外収益合計	169,280	130,315
営業外費用		
売上割引	40,780	37,996
為替差損	-	37,451
その他	38,122	23,471
営業外費用合計	78,902	98,919
経常利益	2,676,076	2,206,852
特別利益		
固定資産売却益	-	4 6,112
退職給付制度終了益	-	266
特別利益合計	-	6,378
特別損失		
固定資産売却損	5 2,691	5 5,182
固定資産除却損	6 25,290	6 15,455
減損損失	7 243,567	-
訴訟和解金	-	138,888
特別損失合計	271,549	159,526
税金等調整前当期純利益	2,404,526	2,053,704
法人税、住民税及び事業税	831,311	594,895
法人税等調整額	56,106	63,454
法人税等合計	775,204	658,350
当期純利益	1,629,322	1,395,353
親会社株主に帰属する当期純利益	1,629,322	1,395,353

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	1,629,322	1,395,353
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	11,822	4,001
為替換算調整勘定	139,194	86,930
退職給付に係る調整額	29,403	31,353
その他の包括利益合計	1 97,969	1 114,282
包括利益	1,531,353	1,509,636
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,531,353	1,509,636

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,831,425	2,999,825	10,470,535	59,381	16,242,403
当期変動額					
剰余金の配当			328,634		328,634
親会社株主に帰属する当期純利益			1,629,322		1,629,322
自己株式の取得				1,062	1,062
自己株式の処分		9,400		16,951	7,550
利益剰余金から資本剰余金への振替		9,400	9,400		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,291,287	15,888	1,307,175
当期末残高	2,831,425	2,999,825	11,761,822	43,492	17,549,579

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	40,440	75,232	164,353	48,681	115,956	16,309,679
当期変動額						
剰余金の配当						328,634
親会社株主に帰属する当期純利益						1,629,322
自己株式の取得						1,062
自己株式の処分						7,550
利益剰余金から資本剰余金への振替						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,822	139,194	29,403	97,969	10,904	87,065
当期変動額合計	11,822	139,194	29,403	97,969	10,904	1,220,110
当期末残高	52,262	63,961	134,950	146,650	126,860	17,529,789

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,831,425	2,999,825	11,761,822	43,492	17,549,579
当期変動額					
新株の発行	20,527	20,527			41,054
剰余金の配当			364,338		364,338
親会社株主に帰属する当期純利益			1,395,353		1,395,353
自己株式の取得				1,244	1,244
自己株式の処分		31,394		43,449	12,054
利益剰余金から資本剰余金への振替		31,394	31,394		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	20,527	20,527	999,620	42,204	1,082,879
当期末残高	2,851,952	3,020,352	12,761,442	1,288	18,632,459

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	52,262	63,961	134,950	146,650	126,860	17,529,789
当期変動額						
新株の発行						41,054
剰余金の配当						364,338
親会社株主に帰属する当期純利益						1,395,353
自己株式の取得						1,244
自己株式の処分						12,054
利益剰余金から資本剰余金への振替						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,001	86,930	31,353	114,282	36,611	77,670
当期変動額合計	4,001	86,930	31,353	114,282	36,611	1,160,550
当期末残高	48,260	22,968	103,596	32,367	90,249	18,690,340

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,404,526	2,053,704
減価償却費	752,050	823,520
減損損失	243,567	-
株式報酬費用	18,422	16,268
退職給付に係る資産の増減額 ( は増加 )	15,657	14,753
退職給付に係る負債の増減額 ( は減少 )	2,871	4,461
貸倒引当金の増減額 ( は減少 )	1,700	200
受取利息及び受取配当金	13,969	21,840
支払利息	40,780	37,996
為替差損益 ( は益 )	9,236	9,201
投資不動産賃貸収入	18,661	30,834
投資不動産賃貸費用	11,506	6,927
有形固定資産売却損益 ( は益 )	2,592	929
投資有価証券売却損益 ( は益 )	88	2
有形固定資産除却損	25,290	15,455
売上債権の増減額 ( は増加 )	59,184	776,745
たな卸資産の増減額 ( は増加 )	172,425	48,592
仕入債務の増減額 ( は減少 )	400,179	5,618
その他の資産の増減額 ( は増加 )	48,654	19,797
その他の負債の増減額 ( は減少 )	134,532	230,673
小計	3,696,742	2,318,888
利息及び配当金の受取額	13,716	21,956
利息の支払額	40,780	37,996
法人税等の支払額	722,389	676,709
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,947,289	1,626,140
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	760,598	700,000
定期預金の払戻による収入	200,000	800,000
有形固定資産の取得による支出	1,154,369	794,629
有形固定資産の売却による収入	108	26,392
無形固定資産の取得による支出	192,670	10,016
投資有価証券の取得による支出	507,579	419,568
投資有価証券の売却による収入	3,062	550
投資有価証券の償還による収入	200,000	300,000
関係会社株式の取得による支出	21,077	-
投資不動産の取得による支出	10,875	2,061
投資不動産の賃貸による支出	11,506	6,927
投資不動産の賃貸による収入	18,661	30,834
貸付けによる支出	85,000	30,000
貸付金の回収による収入	-	46,000
その他の支出	25,733	5,417
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,347,579	764,842
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	23,817	12,545
ストックオプションの行使による収入	33	229
自己株式の取得による支出	1,062	1,244
配当金の支払額	328,438	363,740
財務活動によるキャッシュ・フロー	353,286	377,301
現金及び現金同等物に係る換算差額	51,106	25,156
現金及び現金同等物の増減額 ( は減少 )	195,316	509,152
現金及び現金同等物の期首残高	3,713,422	3,908,738
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,908,738	1 4,417,891

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

大連北村閨門有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

KVK PHILIPPINES, INC.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する非連結子会社及び関連会社はありません。

非連結子会社(KVK PHILIPPINES, INC.)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表を作成するに当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主要な資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～31年

機械装置及び運搬具 5～12年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理しております。

(追加情報)

当社は平成29年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し、本移行に伴う影響額は、当連結会計年度の特別利益として266千円計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

1 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形	- 千円	248,816千円
電子記録債権	-	27,861

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
関係会社出資金	21,067千円	21,067千円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	124,779千円	131,199千円

2 販売費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
運送費及び保管費	422,070千円	442,873千円
給料及び手当	1,413,570	1,338,406
退職給付費用	37,964	49,225
アフターサービス費	347,914	309,140
一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料及び手当	403,822千円	394,148千円
退職給付費用	10,045	14,304

3 一般管理費及び当期総製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	388,282千円	383,479千円

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
土地	- 千円	2,239千円
機械装置及び運搬具	-	3,872
計	-	6,112

5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	2,691千円	5,076千円
機械装置及び運搬具	-	106
計	2,691	5,182

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	10,187千円	1,753千円
機械装置及び運搬具	12,854	12,597
その他(工具、器具及び備品)	2,248	1,104
計	25,290	15,455

7 減損損失

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
岐阜県岐阜市	遊休資産	機械装置、土地、建物、 その他	186,037千円
岐阜県飛騨市	遊休資産	機械装置、土地	57,529千円

当社グループは、工場等についてはキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で、遊休資産については当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。

上記の資産については、工場再編により今後の利用計画がないため減損損失を認識いたしました。

その内訳は、岐阜県岐阜市186,037千円(機械装置35,710千円、土地134,807千円、建物10,666千円及びその他4,852千円)、岐阜県飛騨市57,529千円(機械装置11,384千円、土地46,145千円)であります。

なお、当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、機械装置の回収可能価額は零と評価し、遊休不動産の回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定士からの不動産鑑定評価額に基づいて評価しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	16,869千円	5,709千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	16,869	5,709
税効果額	5,047	1,708
その他有価証券評価差額金	11,822	4,001
為替換算調整勘定：		
当期発生額	139,194	86,930
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	3,280	23,609
組替調整額	45,237	68,349
税効果調整前	41,956	44,739
税効果額	12,553	13,386
退職給付に係る調整額	29,403	31,353
その他の包括利益合計	97,969	114,282

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	16,531,157	-	-	16,531,157
合計	16,531,157	-	-	16,531,157
自己株式				
普通株式 (注)1,2	115,611	1,727	33,000	84,338
合計	115,611	1,727	33,000	84,338

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,727株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少33,000株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	126,860
合計		-	-	-	-	-	126,860

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	164,155	10	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	164,479	10	平成28年9月30日	平成28年12月6日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	180,915	利益剰余金	11	平成29年3月31日	平成29年6月29日

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1, 2, 3	16,531,157	145,000	8,338,079	8,338,078
合計	16,531,157	145,000	8,338,079	8,338,078
自己株式				
普通株式 (注) 1, 4, 5	84,338	1,310	84,644	1,004
合計	84,338	1,310	84,644	1,004

(注) 1. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加145,000株（株式併合前145,000株）は、ストック・オプションの行使に伴う新株発行による増加であります。

3. 普通株式の発行済株式総数の減少8,338,079株は、株式併合によるものであります。

4. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,310株は、株式併合に伴う端数株式の買取りによる増加130株、単元未満株式の買取りによる増加1,180株（株式併合前950株、株式併合後230株）であります。

5. 普通株式の自己株式の株式数の減少84,644株は、株式併合による減少644株、ストック・オプションの行使による減少84,000株（株式併合前84,000株）であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	90,249
合計		-	-	-	-	-	90,249

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	180,915	11	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	183,423	11	平成29年9月30日	平成29年12月5日

(注) 平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	183,415	利益剰余金	22	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	4,470,638千円	4,727,412千円
有価証券勘定に含まれるMMF	-	159,781
預入期間が3か月を超える定期預金	561,900	469,302
現金及び現金同等物	3,908,738	4,417,891

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

生産設備(機械装置及び運搬具)及び事務機器(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。固定金利による調達のため金利の変動リスクはありません。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,470,638	4,470,638	-
(2) 受取手形及び売掛金	5,820,130		
(3) 電子記録債権	3,145,480		
貸倒引当金(*)	5,000		
	8,960,611	8,960,611	-
(4) 投資有価証券	670,554	670,554	-
資産計	14,101,804	14,101,804	-
(1) 支払手形及び買掛金	1,846,041	1,846,041	-
(2) 電子記録債務	2,832,956	2,832,956	-
(3) リース債務(流動負債)	11,587	11,560	26
(4) 未払法人税等	568,361	568,361	-
(5) 設備関係支払手形	143,609	143,609	-
(6) 営業外電子記録債務	56,674	56,674	-
(7) リース債務(固定負債)	28,514	27,979	535
負債計	5,487,745	5,487,183	562

(\*) 受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	4,727,412	4,727,412	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,354,183		
(3) 電子記録債権	3,232,205		
貸倒引当金(*)	5,200		
	9,581,188	9,581,188	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	941,916	941,916	-
資産計	15,250,516	15,250,516	-
(1) 支払手形及び買掛金	1,873,100	1,873,100	-
(2) 電子記録債務	2,869,443	2,869,443	-
(3) リース債務(流動負債)	26,984	26,928	55
(4) 未払法人税等	464,200	464,200	-
(5) 設備関係支払手形	30,624	30,624	-
(6) 営業外電子記録債務	91,972	91,972	-
(7) リース債務(固定負債)	71,538	70,672	865
負債計	5,427,863	5,426,942	920

(\*) 受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金、電子記録債権については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(4) 未払法人税等、(5) 設備関係支払手形、(6) 営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務(流動負債)、(7) リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	40,561	40,561

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超(千円)
現金及び預金	4,470,638	-
受取手形及び売掛金	5,820,130	-
電子記録債権	3,145,480	-
投資有価証券 その他有価証券 債券(社債)	300,000	-
合計	13,736,250	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超(千円)
現金及び預金	4,727,412	-
受取手形及び売掛金	6,354,183	-
電子記録債権	3,232,205	-
投資有価証券 その他有価証券 債券(社債)	-	400,000
合計	14,313,800	400,000

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	11,587	9,043	8,344	8,344	2,781	-

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	26,984	26,984	26,984	16,700	869	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	204,889	102,821	102,068
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	11,971	11,662	309
	(3) その他	-	-	-
	小計	216,861	114,483	102,377
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	116,318	143,368	27,049
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	300,000	300,000	-
	その他	37,373	38,127	753
	(3) その他	-	-	-
	小計	453,692	481,495	27,803
	合計	670,554	595,979	74,574

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 40,561千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	249,062	128,142	120,920
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	11,821	11,418	403
	(3) その他	159,781	158,046	1,735
	小計	420,666	297,607	123,059
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	76,845	123,089	46,243
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	408,696	414,382	5,685
	その他	35,708	37,972	2,264
	(3) その他	-	-	-
	小計	521,250	575,444	54,194
	合計	941,916	873,051	68,865

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 40,561千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	3,062	88	-
(3) その他	-	-	-
合計	3,062	88	-

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	552	7	4
(3) その他	-	-	-
合計	552	7	4

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び役職功労加算金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一般従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社は平成29年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。連結子会社では退職給付制度は設けておりません。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,753,427千円	1,774,799千円
勤務費用	132,292	120,437
利息費用	12,975	11,787
数理計算上の差異の発生額	33,204	32,176
退職給付の支払額	90,691	89,312
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	-	181,941
退職給付債務の期末残高	1,774,799	1,667,946

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	1,741,908千円	1,818,023千円
期待運用収益	69,676	66,260
数理計算上の差異の発生額	36,485	5,286
事業主からの拠出額	131,015	124,007
退職給付の支払額	88,091	85,871
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	-	161,504
年金資産の期末残高	1,818,023	1,766,201

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成29年3月31日)	(平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,699,397千円	1,586,183千円
年金資産	1,818,023	1,766,201
	118,626	180,017
非積立型制度の退職給付債務	75,401	81,762
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	43,224	98,255
退職給付に係る負債	75,401	81,394
退職給付に係る資産	118,626	179,650
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	43,224	98,255

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	132,292千円	120,437千円
利息費用	12,975	11,787
期待運用収益	69,676	66,260
数理計算上の差異の費用処理額	47,501	52,806
過去勤務費用の費用処理額	2,264	2,071
確定給付制度に係る退職給付費用	120,829	116,698
確定拠出年金制度への移行に伴う損益(注)	-	266

(注)「退職給付制度終了益」として当連結会計年度の特別利益に計上しております。

## (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	2,264千円	2,071千円
未認識数理計算上の差異	44,221	25,916
確定拠出年金制度への移行に伴う影響額	-	20,894
合計	41,956	44,739

## (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成29年3月31日)	(平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	7,171千円	4,328千円
未認識数理計算上の差異	199,737	152,154
合計	192,566	147,826

## (7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成29年3月31日)	(平成30年3月31日)
債券	40%	34%
株式	32	35
その他	28	31
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成29年3月31日)	(平成30年3月31日)
割引率	0.7%	0.7%
長期期待運用収益率	4.0%	4.0%
予想昇給率	4.7%	4.7%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度35,709千円であります。

(ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
一般管理費の株式報酬費	18,422	16,268

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 1名	当社取締役 8名 当社監査役 1名	当社取締役 8名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 34,000株	普通株式 62,500株	普通株式 52,000株
付与日	平成20年6月26日	平成21年6月25日	平成22年6月25日
権利確定条件	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年6月27日 至 平成50年6月26日	自 平成21年6月26日 至 平成51年6月25日	自 平成22年6月26日 至 平成52年6月25日

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名	当社取締役 7名 当社監査役 1名	当社取締役 7名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 63,000株	普通株式 70,000株	普通株式 28,000株
付与日	平成23年7月15日	平成24年7月19日	平成25年7月17日
権利確定条件	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成23年7月19日 至 平成53年7月18日	自 平成24年7月20日 至 平成54年7月19日	自 平成25年7月18日 至 平成55年7月17日

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名	当社取締役 7名 当社監査役 1名	当社取締役 7名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 26,000株	普通株式 24,500株	普通株式 30,500株
付与日	平成26年7月17日	平成27年7月16日	平成28年7月15日
権利確定条件	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年7月18日 至 平成56年7月17日	自 平成27年7月17日 至 平成57年7月16日	自 平成28年7月19日 至 平成58年7月18日

	平成29年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 14,000株
付与日	平成29年7月13日
権利確定条件	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年7月14日 至 平成59年7月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年10月1日付株式併合(普通株式2株につき1株の割合)による併合後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	17,500	31,500	26,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	12,000	16,500	13,500
未確定残	5,500	15,000	12,500
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	12,000	16,500	13,500
権利行使	12,000	16,500	13,500
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	36,000	47,500	21,500
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	19,000	22,000	8,000
未確定残	17,000	25,500	13,500
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	19,000	22,000	8,000
権利行使	19,000	22,000	8,000
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	21,500	23,000	30,500
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	8,500	8,500	6,500
未確定残	13,000	14,500	24,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	8,500	8,500	6,500
権利行使	8,500	8,500	6,500
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	平成29年 ストック・オプション
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	-
付与	14,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	14,000
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

（注）平成29年10月1日付株式併合（普通株式2株につき1株の割合）による併合後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	2	2	2
行使時平均株価（円）	1,440	1,440	1,440
付与日における公正な評価単価（円）	452.00	192.62	249.48

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	2	2	2
行使時平均株価（円）	1,440	1,440	1,440
付与日における公正な評価単価（円）	400.72	376.00	848.00

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	2	2	2
行使時平均株価（円）	1,440	1,440	1,440
付与日における公正な評価単価（円）	850.00	834.00	604.00

	平成29年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	2
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	1,162.00

（注）平成29年10月1日付株式併合（普通株式2株につき1株の割合）による併合後の価格に換算して記載しております。

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成29年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成29年ストック・オプション
株価変動性（注）1	33.6%
予想残存期間（注）2	15年
予想配当（注）3	21円 / 株
無リスク利率（注）4	0.34%

（注）1．15年間（平成14年7月から平成29年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3．平成29年3月期の配当実績によっております。

4．予想残存期間の最終日から前後3ヶ月以内に到来する超長期国債の複利回りの平均値であります。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
貸倒引当金	1,507千円	1,555千円
未払従業員賞与	190,802	146,420
未払従業員賞与と社会保険料	27,881	21,421
未払事業税	33,846	29,108
連結会社間内部利益消去	18,560	10,158
訴訟和解金	-	41,555
その他	79,632	92,904
計	352,230	343,124
繰延税金負債(流動)		
特別償却準備金	1,118	-
計	1,118	-
繰延税金資産(固定)		
貸倒引当金	19	19
長期未払金	30,007	-
退職給付に係る負債	22,560	24,463
減損損失	73,045	64,208
その他	85,718	72,760
計	211,351	161,451
評価性引当額	61,227	61,227
計	150,123	100,223
繰延税金負債(固定)		
退職給付に係る資産	35,492	53,861
その他有価証券評価差額金	22,312	20,604
計	57,805	74,465
繰延税金資産の純額	443,429	368,882

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.2%	30.2%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.5
住民税均等割	1.4	1.6
海外連結子会社の税率差異	0.5	1.3
法人税額の特別控除等	1.7	1.5
評価性引当額の増減	2.5	-
海外連結子会社配当金に係る源泉所得税	-	1.0
その他	0.1	0.9
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	32.2	32.1

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額は、重要性が乏しいため、賃貸等不動産の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、給水栓・給排水金具・継手及び配管部材の製造・加工・仕入れ及び販売を主事業とする専門メーカーで、当社及び中国大連の子会社1社で構成された所在地別セグメント情報を報告セグメントとしております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1,3	連結財務諸表 計上額 (注)2
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	23,643,005	87,381	23,730,387	-	23,730,387
セグメント間の内部売上高又は振替高	190,498	3,920,174	4,110,673	4,110,673	-
計	23,833,504	4,007,555	27,841,060	4,110,673	23,730,387
セグメント利益	3,039,016	183,233	3,222,250	636,551	2,585,698
セグメント資産	19,201,216	2,543,246	21,744,463	3,005,979	24,750,443

(注)1. セグメント利益調整額 636,551千円には、セグメント間取引消去33,306千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 702,078千円及び棚卸資産の調整額32,220千円が含まれております。全社費用は、主に親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額3,005,979千円には、セグメント間消去 1,896,862千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産4,902,842千円が含まれています。全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)、管理部門等に係る有形固定資産であります。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1, 3	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	24,238,239	311,842	24,550,081	-	24,550,081
セグメント間の内部売上高又は 振替高	188,595	4,026,633	4,215,228	4,215,228	-
計	24,426,834	4,338,475	28,765,310	4,215,228	24,550,081
セグメント利益又は損失( )	2,789,353	53,127	2,736,226	560,770	2,175,455
セグメント資産	19,580,367	2,429,182	22,009,549	3,765,964	25,775,513

(注) 1. セグメント利益調整額 560,770千円には、セグメント間取引消去41,200千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 637,907千円及び棚卸資産の調整額35,936千円が含まれております。全社費用は、主に親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額3,765,964千円には、セグメント間消去 1,751,223千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産5,517,188千円が含まれています。全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）、管理部門等に係る有形固定資産であります。

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	中国	合計
5,871,923	656,136	6,528,059

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名（日本）	売上高
パナソニックエコソリューションズ住宅 設備株式会社	3,061,945
タカラスタンダード株式会社	2,469,741

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	中国	合計
5,834,670	647,234	6,481,904

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名(日本)	売上高
パナソニックエコソリューションズ住宅設備株式会社	3,073,994
タカラスタンダード株式会社	2,511,838

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

	日本	中国	計
減損損失	243,567	-	243,567

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

開示する取引はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
1株当たり純資産額	2,116円26銭	2,231円00銭
1株当たり当期純利益金額	198円21銭	167円56銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	192円36銭	164円05銭

(注) 1. 当社は平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (平成30年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	17,529,789	18,690,340
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	126,860	90,249
(うち新株予約権(千円))	(126,860)	(90,249)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	17,402,929	18,600,091
普通株式の発行済株式数(株)	8,265,578	8,338,078
普通株式の自己株式数(株)	42,169	1,004
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	8,223,409	8,337,074

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,629,322	1,395,353
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,629,322	1,395,353
期中平均株式数(株)	8,220,052	8,327,171
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	249,864	178,338
(うち新株予約権(株))	(249,864)	(178,338)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	11,587	26,984	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	28,514	71,538	-	平成31年～34年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	40,102	98,522	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超 (千円)
リース債務	26,984	26,984	16,700	869

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	5,926,855	11,764,902	18,028,798	24,550,081
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	503,791	957,592	1,533,947	2,053,704
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	316,882	654,286	1,043,376	1,395,353
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	38.52	78.66	125.34	167.56

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	38.52	40.46	46.66	42.21

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

## 重要な訴訟事件等

当社は、平成26年8月28日付でJFE継手株式会社(以下「原告」)から特許侵害による訴訟の提起を受け、平成28年6月23日付で大阪地方裁判所より原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡されました。その後、原告が平成28年7月7日付で知的財産高等裁判所に控訴し係争中でありましたが、当社が和解金150,000千円を支払うことで合意し、平成30年4月13日付で和解が成立しました。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	3,723,919	4,275,898
受取手形	2,671,862	1 2,909,584
電子記録債権	3,145,480	1 3,232,205
売掛金	2 3,162,125	2 3,409,991
有価証券	-	159,781
商品	55,023	60,920
製品	453,950	487,313
仕掛品	542,222	475,092
原材料	795,373	801,133
貯蔵品	142,806	130,784
前払費用	33,433	30,593
関係会社短期貸付金	30,000	-
繰延税金資産	322,351	306,465
未収入金	2 278,172	2 78,418
その他	2 5,838	2 14,916
貸倒引当金	5,000	5,200
流動資産合計	15,357,562	16,367,901
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	971,723	919,145
構築物	113,326	110,087
機械及び装置	2,529,029	2,433,058
車両運搬具	7,210	18,888
工具、器具及び備品	285,071	287,548
土地	1,806,481	1,822,906
リース資産	37,235	91,224
建設仮勘定	121,846	151,810
有形固定資産合計	5,871,923	5,834,670
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	330,393	226,120
電話加入権	9,232	9,232
無形固定資産合計	339,626	235,353

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	711,115	822,695
出資金	540	540
関係会社出資金	1,202,426	1,202,426
関係会社長期貸付金	55,000	69,000
投資不動産	222,383	217,808
破産更生債権等	64	64
長期前払費用	8,696	5,245
前払年金費用	312,812	327,566
繰延税金資産	34,702	-
その他	40,140	43,834
貸倒引当金	64	64
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>2,587,816</b>	<b>2,689,116</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>8,799,366</b>	<b>8,759,140</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,156,928</b>	<b>25,127,042</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	798,192	682,967
電子記録債務	2,832,956	2,869,443
買掛金	2,112,070	2,125,307
リース債務	11,587	26,984
未払金	2,531,971	2,487,129
未払費用	810,020	698,918
未払法人税等	568,361	464,200
未払消費税等	49,384	177,351
預り金	26,387	65,345
設備関係支払手形	143,609	30,624
営業外電子記録債務	56,674	91,972
<b>流動負債合計</b>	<b>6,941,216</b>	<b>6,848,244</b>
<b>固定負債</b>		
リース債務	28,514	71,538
繰延税金負債	-	18,471
退職給付引当金	77,022	81,484
長期未払金	100,293	5,727
長期預り保証金	25,371	25,829
<b>固定負債合計</b>	<b>231,201</b>	<b>203,050</b>
<b>負債合計</b>	<b>7,172,417</b>	<b>7,051,295</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,831,425	2,851,952
資本剰余金		
資本準備金	2,999,825	3,020,352
資本剰余金合計	2,999,825	3,020,352
利益剰余金		
利益準備金	707,856	707,856
その他利益剰余金	10,309,774	11,358,364
特別償却準備金	2,591	-
別途積立金	8,600,000	9,800,000
繰越利益剰余金	1,707,183	1,558,364
利益剰余金合計	11,017,630	12,066,220
自己株式	43,492	1,288
株主資本合計	16,805,387	17,937,236
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	52,262	48,260
評価・換算差額等合計	52,262	48,260
新株予約権	126,860	90,249
純資産合計	16,984,510	18,075,746
負債純資産合計	24,156,928	25,127,042

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	5 23,833,504	5 24,426,834
売上原価	5 17,115,348	5 18,009,319
売上総利益	6,718,155	6,417,515
販売費及び一般管理費	1 4,381,217	1 4,266,069
営業利益	2,336,938	2,151,446
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	5 208,556	5 19,383
技術指導料	5 31,018	5 41,260
受取賃貸料	35,626	43,497
作業屑売却益	21,144	24,641
貸倒引当金戻入額	1,700	-
その他	47,978	38,155
営業外収益合計	346,024	166,939
営業外費用		
売上割引	40,780	37,996
その他	25,465	17,839
営業外費用合計	66,246	55,835
経常利益	2,616,715	2,262,549
特別利益		
固定資産売却益	-	2 6,112
退職給付制度終了益	-	266
特別利益合計	-	6,378
特別損失		
固定資産売却損	-	3 5,076
固定資産除却損	4 24,812	4 14,976
減損損失	243,567	-
訴訟和解金	-	138,888
特別損失合計	268,380	158,941
税引前当期純利益	2,348,335	2,109,986
法人税、住民税及び事業税	762,074	594,895
法人税等調整額	56,396	70,767
法人税等合計	705,677	665,663
当期純利益	1,642,657	1,444,323

## 【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)			当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
材料費			11,604,635	69.8		12,499,905	71.3
労務費			2,918,812	17.6		2,837,407	16.2
経費							
外注加工費		440,927			481,913		
減価償却費		540,967			608,908		
その他		1,117,206	2,099,101	12.6	1,105,257	2,196,080	12.5
当期総製造費用			16,622,549	100.0		17,533,392	100.0
期首仕掛品たな卸高			505,076			542,222	
合計			17,127,625			18,075,615	
期末仕掛品たな卸高			542,222			475,092	
他勘定振替高	1		15,392			39,287	
当期製品製造原価			16,570,010			17,561,235	

## 原価計算の方法

原価計算の方法は、工程別組別総合原価計算を採用しております。

(注) 1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
自製機械及び金型等の固定資産への振替高(千円)	14,383	39,202
販売費(給料及び手当)への振替高(千円)	1,009	84
合計(千円)	15,392	39,287

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,831,425	2,999,825	-	2,999,825	707,856	5,190	7,800,000	1,199,961	9,713,008
当期変動額									
特別償却準備金の取崩						2,599		2,599	-
別途積立金の積立							800,000	800,000	-
剰余金の配当								328,634	328,634
当期純利益								1,642,657	1,642,657
自己株式の取得									
自己株式の処分			9,400	9,400					-
利益剰余金から資本剰余金への振替			9,400	9,400				9,400	9,400
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,599	800,000	507,221	1,304,622
当期末残高	2,831,425	2,999,825	-	2,999,825	707,856	2,591	8,600,000	1,707,183	11,017,630

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	59,381	15,484,876	40,440	40,440	115,956	15,641,273
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		328,634				328,634
当期純利益		1,642,657				1,642,657
自己株式の取得	1,062	1,062				1,062
自己株式の処分	16,951	7,550				7,550
利益剰余金から資本剰余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			11,822	11,822	10,904	22,726
当期変動額合計	15,888	1,320,511	11,822	11,822	10,904	1,343,237
当期末残高	43,492	16,805,387	52,262	52,262	126,860	16,984,510

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,831,425	2,999,825	-	2,999,825	707,856	2,591	8,600,000	1,707,183	11,017,630
当期変動額									
新株の発行	20,527	20,527		20,527					-
特別償却準備金の取崩						2,591		2,591	-
別途積立金の積立							1,200,000	1,200,000	-
剰余金の配当								364,338	364,338
当期純利益								1,444,323	1,444,323
自己株式の取得									-
自己株式の処分			31,394	31,394					-
利益剰余金から資本剰余金への振替			31,394	31,394				31,394	31,394
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	20,527	20,527	-	20,527	-	2,591	1,200,000	148,819	1,048,589
当期末残高	2,851,952	3,020,352	-	3,020,352	707,856	-	9,800,000	1,558,364	12,066,220

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	43,492	16,805,387	52,262	52,262	126,860	16,984,510
当期変動額						
新株の発行		41,054				41,054
特別償却準備金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		364,338				364,338
当期純利益		1,444,323				1,444,323
自己株式の取得	1,244	1,244				1,244
自己株式の処分	43,449	12,054				12,054
利益剰余金から資本剰余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			4,001	4,001	36,611	40,613
当期変動額合計	42,204	1,131,849	4,001	4,001	36,611	1,091,235
当期末残高	1,288	17,937,236	48,260	48,260	90,249	18,075,746

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品…月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主要な資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～31年
機械装置及び車両運搬具	5～12年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より損益処理しております。

(追加情報)

当社は平成29年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用し、本移行に伴う影響額は、当事業年度の特別利益として266千円計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「作業屑売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた69,122千円は、「作業屑売却益」21,144千円、「その他」47,978千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度末の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
受取手形	- 千円	248,816千円
電子記録債権	-	27,861

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	299,020千円	202,445千円
短期金銭債務	308,445	407,780

(損益計算書関係)

1 販売費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
運送費及び保管費	402,193千円	417,550千円
給料及び手当	1,413,570	1,338,406
退職給付費用	37,964	49,225
アフターサービス費	347,914	309,140

一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料及び手当	329,078千円	314,823千円
退職給付費用	10,045	14,304

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
機械及び装置	- 千円	3,872千円
土地	-	2,239
計	-	6,112

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	- 千円	5,076千円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	9,092千円	1,401千円
構築物	1,095	352
機械及び装置	12,616	12,550
工具、器具及び備品	2,009	672
計	24,812	14,976

## 5 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
売上高	190,498千円	431,440千円
仕入高	3,953,617	4,462,325
営業取引以外の取引高	333,227	146,373

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産評価損	34,276千円	37,802千円
貸倒引当金	1,526	1,575
未払従業員賞与	190,802	146,420
未払従業員賞与社会保険料	27,881	21,421
未払事業税	33,846	29,108
長期未払金	30,007	-
退職給付引当金	23,045	24,380
訴訟和解金	-	41,555
減損損失	16,993	64,208
その他	176,925	101,362
計	535,305	467,833
評価性引当額	61,227	61,227
繰延税金資産合計	474,077	406,606
繰延税金負債		
前払年金費用	93,593	98,007
特別償却準備金	1,118	-
その他有価証券評価差額金	22,312	20,604
繰延税金負債合計	117,024	118,612
繰延税金資産の純額	357,053	287,994

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当 期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高	減 価 償 却 累 計 額
有形 固定 資産	建 物	971,723	48,803	11,698	89,682	919,145	2,067,116
	構 築 物	113,326	7,836	-	11,074	110,087	318,228
	機 械 及 び 装 置	2,529,029	221,901	2,973	314,899	2,433,058	4,841,385
	車 両 運 搬 具	7,210	16,693	58	4,957	18,888	75,522
	工 具、器 具 及 び 備 品	285,071	203,163	5,729	194,957	287,548	4,004,038
	土 地	1,806,481	30,865	14,440	-	1,822,906	-
	リ ー ス 資 産	37,235	70,965	-	16,977	91,224	45,878
	建 設 仮 勘 定	121,846	486,493	456,528	-	151,810	-
	計	5,871,923	1,086,723	491,428	632,548	5,834,670	11,352,169
無形 固定 資産	ソ フ ト ウ エ ア	330,393	9,670	-	113,942	226,120	447,817
	電 話 加 入 権	9,232	-	-	-	9,232	-
	計	339,626	9,670	-	113,942	235,353	447,817

(注) 有形固定資産の当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	金型等の取得	154,302千円
-----------	--------	-----------

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
貸倒引当金	5,064	5,200	5,000	5,264

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

(重要な訴訟事件等)

当社は、平成26年8月28日付でJFE継手株式会社（以下「原告」）から特許侵害による訴訟の提起を受け、平成28年6月23日付で大阪地方裁判所より原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡されました。その後、原告が平成28年7月7日付で知的財産高等裁判所に控訴し係争中でありましたが、当社が和解金150,000千円を支払うことで合意し、平成30年4月13日付で和解が成立しました。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのURLは次のとおり。 <a href="http://www.kvk.co.jp/">http://www.kvk.co.jp/</a>
株主に対する特典	決算期末現在 500株以上保有の株主に対し、入浴用品(3,000円相当額)を贈呈いたします。 1,000株以上保有の株主に対し、上記に加えて当社製品を優待価格でご提供いたします。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 平成29年6月28日開催の第70期定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で株式併合(2株を1株に併合)及び単元株式数の変更(1,000株を100株に変更)を行っております。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第70期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月29日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月29日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第71期第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月9日東海財務局長に提出

（第71期第2四半期）（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月9日東海財務局長に提出

（第71期第3四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月14日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成29年6月30日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月22日

株式会社ケーブイケー  
(商号 株式会社 K V K)  
取締役会 御中

監査法人アンビシヤス

代表社員 公認会計士 吉田 実郎 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 諏訪 直樹 印  
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーブイケー（商号 株式会社 K V K）の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーブイケー（商号 株式会社 K V K）及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケーブイケー（商号 株式会社 K V K）の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ケーブイケー（商号 株式会社 K V K）が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月22日

株式会社ケーブイケー

(商号 株式会社K V K)

取締役会 御中

### 監査法人アンビシヤス

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 実郎 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 諏訪 直樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーブイケー(商号 株式会社K V K)の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーブイケー(商号 株式会社K V K)の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。